

改正後	現行
<p>(別紙) 「農薬登録申請書等に添付する資料等について」の運用について</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6. 農薬の水産動植物被害予測濃度に関する資料                      (1) 本資料は、申請にかかる農薬の有効成分等の水産動植物被害予測濃度（以下「水産P E C」という。）が記載された「農薬の水産動植物被害予測濃度算定結果報告書」及びその添付資料とする（別記様式第6号）。                      (2) 水産P E Cの算定は、                      ① 当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合                      ② 当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合                      のいずれかに該当する場合には省略できるものとし、本報告書に代えてその旨が記載された資料を提出することができるものとする。なお、①又は②として次に掲げる場合等がこれに該当する。                      (①に該当する場合)                      ア～カ (略)                      (②に該当する場合)                      当該農薬の有効成分が食品等において一般に広く利用されており水産動植物に対し安全であることが公知である場合                      (3) 水産P E Cは、登録申請された使用方法に基づき、使用場面（水田に使用する場合（水田使用）と水田以外に使用する場合（水田以外使用））ごとに算定する。なお、使用場面ごとに最も水産P E Cが高くなる使用方法について算定されていれば、他の使用方法での算定は省略することができるものとする。</p> <p>7. 農薬の水質汚濁予測濃度に関する資料                      (1) 本資料は、申請にかかる農薬の有効成分等の水質汚濁予測濃度（以下「水濁P E C」という。）が記載された「農薬の水質汚濁予測濃度算定結果報告書」及びその添付資料とする（別記様式第7号）。                      (2) 水濁P E Cの算定は、                      ① 当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合                      ② 当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合                      のいずれかに該当する場合には省略できるものとし、本報告書に代えてその旨が記載された資料を提出することができるものとする。なお、①又は②として次に掲げる場合等がこれに該当する。                      (①に該当する場合)                      ア 誘引剤等当該農薬の成分物質が封入された状態で使用される場合                      イ 忌避剤、殺そ剤、ナメクジ駆除剤等配置して使用される場合                      ウ 適用農作物に塗布し、又は適用農作物の樹幹に注入して使用される場合                      エ 倉庫くん蒸剤等施設内でのみ使用される場合                      オ エアゾル剤等一度に広範囲かつ多量に使用されないことがない場合                      カ 種子等に粉衣又は浸漬して使用される場合                      (②に該当する場合)                      当該農薬の有効成分が食品等において一般に広く利用されており安全であることが</p>	<p>(別紙) 「農薬登録申請書等に添付する資料等について」の運用について</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6. 農薬の公共用水域の水中における予測濃度に関する資料                      (1) 本資料は、申請にかかる農薬の有効成分等の公共用水域の水中における予測濃度（以下「P E C」という。）が記載された「農薬の公共用水域の水中における予測濃度算定結果報告書」及びその添付資料とする（別記様式第6号）。                      (2) P E Cの算定は、次のアからキまでのいずれかに該当する場合には省略できるものとし、本報告書に代えてその旨が記載された資料を提出することができるものとする。                      ア～カ (略)                      キ 当該農薬の有効成分が食品等において一般に広く利用されており水産動植物に対し安全であることが公知である場合                      (3) P E Cの算定は、登録申請された使用方法に基づき、水田に使用する場合（水田使用）と水田以外に使用する場合（水田以外使用）に分け、それぞれの場合について使用方法ごとに算定する。なお、最も予測濃度が高くなる使用方法について算定されていれば、他の使用法での算定は省略することができるものとする。</p>

公知である場合

(3) 水濁P E Cは、登録申請された使用方法に基づき、使用場面ごとに算定する。なお、使用場面ごとに最も水濁P E Cが高くなる使用方法について算定されていれば、他の使用方法での算定は省略することができるものとする。

8. 農薬の見本に関する資料

(1) 本資料は、申請に係る農薬の見本の有効成分含有量の検査結果、検査方法等が記載された「農薬の見本の検査結果報告書」及びその添付資料とする（別記様式第8号）。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(別表1)～(別表2) (略)

(別記様式1)～(別記様式5) (略)

7. 農薬の見本に関する資料

(1) 本資料は、申請に係る農薬の見本の有効成分含有量の検査結果、検査方法等が記載された「農薬の見本の検査結果報告書」及びその添付資料とする（別記様式第7号）。

(2)・(3) (略)

8 (略)

(別表1)～(別表2) (略)

(別記様式1)～(別記様式5) (略)

(別記様式第6号)

農薬の水産動植物被害予測濃度算定結果報告書

年 月 日

申請者の氏名 法人の場合にあつては、  
その名称及び代表者の氏名

1. 農薬の種類
2. 農薬の名称
3. 有効成分の名称及び含有量
4. 水産動植物被害予測濃度算定結果

(1) 第1段階算定結果

算定対象物質	使用場面	使用方法	算定結果		
			2日間	3日間	4日間
	水田使用				
	水田以外使用				

備考1：使用方法欄には、適用作物、防除方法、施用法、使用量等を記載すること。  
 2：算定の対象とならない項目には「該当無し」と記入すること。  
 3：算定対象物質が複数ある場合は、算定対象物質ごとに記載すること。

(別記様式第6号)

農薬の公共用水域の水中における予測濃度算定結果報告書

年 月 日

申請者の氏名 法人の場合にあつては、  
その名称及び代表者の氏名

1. 農薬の種類
2. 農薬の名称
3. 有効成分の名称及び含有量
4. 予測濃度算定結果

(1) 第1段階算定結果

算定対象物質	評価日数	水田使用		水田以外使用	
		地上防除	航空防除	地上防除	航空防除
	2日間				
	3日間				
	4日間				

算定の対象とならない項目には「該当無し」と記入すること。

(2) 第2段階算定結果

算定対象物質	使用場面	使用方法	算定結果		
			2日間	3日間	4日間
	水田使用				
	水田以外使用				


- 備考1：使用方法欄には、適用作物、防除方法、施用法、使用量等を記載すること。  
2：算定の対象とならない項目には「該当無し」と記入すること。  
3：算定対象物質が複数ある場合は、算定対象物質ごとに記載すること。

(3) 第3段階算定結果

算定対象物質	使用場面	使用方法	算定結果		
			2日間	3日間	4日間
	水田使用				


- 備考1：使用方法欄には、適用作物、防除方法、施用法、使用量等を記載すること。  
2：算定の対象とならない項目には「該当無し」と記入すること。  
3：算定対象物質が複数ある場合は、算定対象物質ごとに記載すること。

5. 添付資料

算定過程報告書（各段階予測濃度について、算定に用いたデータ、算定過程が記載されていること。）

(2) 第2段階算定結果

算定対象物質	評価日数	水田使用		水田以外使用	
		地上防除	航空防除	地上防除	航空防除
	2日間				
	3日間				
	4日間				


算定の対象とならない項目には「該当無し」と記入すること。

(3) 第3段階算定結果

算定対象物質	評価日数	水田使用		水田以外使用	
		地上防除	航空防除	地上防除	航空防除
	2日間				
	3日間				
	4日間				


算定の対象とならない項目には「該当無し」と記入すること。

5. 添付資料

算定過程報告書（各段階予測濃度について、算定に用いたデータ、算定過程が記載されていること。）

(別記様式第7号)

農薬の水質汚濁予測濃度算定結果報告書

年 月 日

申請者の氏名 法人の場合にあっては、

〔その名称及び代表者の氏名〕

1. 農薬の種類

2. 農薬の名称

3. 有効成分の名称及び含有量

4. 水質汚濁予測濃度算定結果

(1) 第1段階算定結果

算定対象物質	使用場面	使用方法	算定結果
	水田使用		
	水田以外使用		

備考1：使用方法欄には、適用作物、防除方法、施用法、使用量、使用回数等を記載すること。

2：算定の対象とならない項目には「該当無し」と記入すること。

3：算定対象物質が複数ある場合は、算定対象物質ごとに記載すること。

(2) 第2段階算定結果

算定対象物質	使用場面	使用方法	算定結果
	水田使用		
	水田以外使用		

- 備考1：使用方法欄には、適用作物、防除方法、施用法、使用量、使用回数等を記載すること。  
2：算定の対象とならない項目には「該当無し」と記入すること。  
3：算定対象物質が複数ある場合は、算定対象物質ごとに記載すること。

(3) 第3段階算定結果

算定対象物質	使用場面	使用方法	算定結果
	水田使用		
	水田以外使用		

- 備考1：使用方法欄には、適用作物、防除方法、施用法、使用量、使用回数等を記載すること。  
2：算定の対象とならない項目には「該当無し」と記入すること。  
3：算定対象物質が複数ある場合は、算定対象物質ごとに記載すること。

5. 添付資料

算定過程報告書（各段階予測濃度について、算定に用いたデータ、算定過程が記載されていること。）

(別記様式第8号) (略)

(別添1) (略)

「成分の見本等の提出について」

1 (略)

2 成分の見本を入れる容器の種類

容器は、原則として独立行政法人農林水産消費安全技術センターで用意したものを使用する。

3 (略)

(別添2)

「農薬の登録申請書等に添付する資料等についての運用について(課長通知)」の別記様式第1号「農薬の物理的・化学的性状に関する検査結果報告書」の4. 検査結果は、以下の記載例を参考にして作成すること。

(以下略)

(別記様式第7号) (略)

(別添1) (略)

「成分の見本等の提出について」

1 (略)

2 成分の見本を入れる容器の種類

容器は、原則として農薬検査所で用意したものを使用する。

3 (略)

(別添2)

「農薬の登録申請書等に添付すべき資料等についての運用について(課長通知)」の別記様式第1号「農薬の物理的・化学的性状に関する検査結果報告書」の4. 検査結果は、以下の記載例を参考にして作成すること。

(以下略)